

R03第2回定例議会における一般質問(一問一答)全文



熊本自由民主党市議団 光永 邦保

① 防災体制の強化について

- Q1-1 県の水害対応指揮所訓練への参加状況と得られた成果 …………… P-2
- Q1-2 本市における防災訓練の中期構想と今後の状況判断訓練について …………… P-2
- Q1-3 市役所本庁舎における防災拠点の考え方について …………… P-3

② 地方自治における二元代表制のあり方について

- Q2-1 チェック&バランスについて …………… P-5
- Q2-2 相互信頼による連携と適度な緊張関係について …………… P-5
- Q2-3 議会局を強化してより良い二元代表制を目指すことについて …………… P-7

③ 定員管理と業務の在り方

- Q3-1 組織の定員管理と業務管理について …………… P-9
- Q3-2 「民間活力の導入」の考え方と具体的な成果 …………… P-10
- Q3-3 業務の外注の状況と個々の業務を民間委託するにあたっての基準 …… P-10

④ 平和主義と平和教育の在り方

- Q4-1 米国における平和主義(pacifism)について …………… P-14
- Q4-2 事実をもって主体的に考えさせる平和教育について …………… P-14
- Q4-3 本市独自の副教材等平和教育への独自の取組みについて …………… P-15

① 防災体制の強化について

熊本地震から5年と2ヶ月が経過した。その復興途上にありながらも、豪雨や台風の脅威にさらされ、現在は新型コロナウイルスという未知なる感染症との闘いが続いている。災害に負けない強い気持ちと粘り強さが求められているように思う。

そうした中、今年の1月から5月にかけて、県の企画による水害対応指揮所訓練が計7回、実施された。県の危機管理監をトップに各市町村に呼びかけ、これらをリモートでつなぎ、毎回異なったシナリオを準備して行われた。県の指揮所には自衛隊、警察、消防、気象台から実際の要員が配置をされ、注意報の立ち上がりの段階から災害対処に至るまで、切れ目のない状況下で行われて

いた。私は計3回の訓練に足を運び、研修させていただいたが、大変意欲的で実践的な訓練であったように思う。

■Q1-1：この県が企画した水害対応指揮所訓練に対する本市からの参加状況と、得られた成果について教えてほしい。

***** [A1-1 政策局長] *****

熊本県水害対応訓練は、令和2年7月豪雨での課題を踏まえ、県内全市町村と防災関係機関を対象に、梅雨に入る前に、これまで7回実施された。

本市からの参加状況は、4月に職員20名、5月に職員4名が参加している。

訓練を通じて、発災直後の避難指示等の発出や、避難所の早期開設など市民の皆様に直結する災害対応を行う市の役割と、被災市町村との情報共有や連携を行う県の役割分担について、改めて確認ができたところ。

震災対応の独自訓練の直後であるにもかかわらず、二度にわたり参加されたと伺い、大変心強く思う。

得られた成果についてご紹介があったが、是非とも具体的に整理をして、今後につなげていただきたいと思う。

私自身が特に印象に残ったのは、情報伝達の流れだ。

本市以外の市町村においては各地域の振興局に集約され、そこから県に報告する仕組みになっているが、本市は県と直結で、直接報告する流れになっていた。振興局との並びで、本市の中では、どのように情報の集約がなされるのかが気になった。例えば、今年度から地域ニーズに対応することを狙いに、土木センターが各区の区民部に移管されている訳だが、災害時においてもこの区役所経由の流れでいいのだろうか、これは今後検討が必要だろうと感じた。

今回は危機管理防災総室が中心だったので、災害情報の処理がメインであったように思う。今後、これらの成果を中期的に積み上げて、更に高度な状況判断訓練へとつなげるべきではないかと感じた次第である。

■Q1-2：防災訓練について、中期的な訓練構想があればどのようなものか教えてほしい。また併せて、今後、市長を含め厳しい状況判断を迫るような訓練を行う考えはあるのか。

***** [A1-2 政策局長] *****

本市では、中期を想定した訓練構想は作成していないが、地域防災計画に基づき、激甚化、頻発化する災害に備え、震災対処実動訓練や水防訓練など、年間を通して様々な訓練を行っている。

例えば、震災対処実動訓練においては、市長をはじめ、全局の職員が参加し、熊本地震の経験を踏まえ、地震発災直後の混乱状況を念頭に、避難指示や市民の安全を守るための迅速な対応など、常に緊張感を持って取り組んでいるところ。

今後も、あらゆる災害リスクに対応できるよう、状況に応じた訓練を実施し、本市の防災力と災害対処能力の向上に努めてまいります。

地域防災計画に基づいて、年間を通して訓練が行われ、特に震災対処実動訓練においては市長以下、全職員参加という形で取り組んでいる状況について紹介いただいた。もちろん、そこには多くの成果があると思うが、やはり訓練を積み上げる中期的な考え方がないのは、残念である。

例えば校区自治協議会の防災力レベルをそろえて、成果を横に広げていくという考え方もあれば、組織の縦方向に注目して、訓練対象となる組織の階層を徐々に上げて、最後は市長以下で高度な状況判断訓練に取り組むという考え方もある。今年から来年へとつなげるためには是非とも必要なことなので、これは「持ち越し」ということで、次回また質問をしたい。

続いて、本市の防災拠点について伺いたい。

実は、防災拠点という言葉、よく使われるわりにはその定義がはっきりしていない。例えば庁舎建替え問題を説明する際にも、「防災拠点」としてはどうか、「一般施設」としてはどうか、繰り返し使用されているが、ここに何か具体的な区分はあるのか、防災拠点とは市役所庁舎のどの部分を指すのかが気になっている。

Q1-3：本市の市役所庁舎における防災拠点についての考え方を教えてほしい。特にそこに求める機能や強靱性についてもお願いしたい。

***** [A1-3政策局長] *****

内閣府によれば、防災拠点とは、広義の意味では、避難所、備蓄倉庫、救援物資の集積所、応急復旧活動の拠点、本部施設等、幅広い概念で捉え、狭義では、本部施設や応急復旧活動の拠点の意味で用いとされている。

これに基づき、本市地域防災計画には、災害が発生した場合、被害を未然に防ぎ、ある

いは被害を最小に止めるための防災活動の拠点となる施設として、本庁舎等を防災拠点施設に位置付けている。

この防災拠点施設には、大規模災害時においても、耐震性や耐火性などを備え、安定した電力の供給や充実した情報通信機能等が必要であると考えている。

平成24年の内閣府資料については私も承知している。いまの答弁は、その資料にある「本部施設は防災拠点」という表現に基づき、本市の地域防災計画の中に「本庁舎等」と書き込まれた内容を答えたに過ぎない。私がお尋ねしたのは、市役所庁舎における防災拠点なので、その細部について答えが無かったのは残念だ。恐らく根拠に基づいて答えられるのがここまでだとすれば、それなら、いままでの庁舎建替えて議論されてきた防災拠点というのは、庁舎全体を指すのか、それともある一部を指すのか、これははっきりさせていただきたいと思う。

6月2日に行われた有識者会議において、地域防災がご専門の加藤先生からは、「防災拠点については庁舎の機能を丁寧に見るべき」とのご指摘があり、また、まちづくりの専門家である岸井先生からは「市役所全体の姿から見直すべき」とのご発言もあった。いずれも的確なアドバイスだと思う。

言うまでもなく、熊本市の防災拠点なので、自ら検討すべきもので、人から教えてもらうものではない。地域のハザードマップを検証し、実際的な訓練を積み重ねる等自ら汗をかいて明らかにすべきであろうと思う。

この問題は有識者会議の座長、平田先生が「庁舎の防災拠点としての機能維持を目指す」というまとめの言葉にも深く関わることだ。これも「持ち越し」ということで、次回また質問をしたい。

②地方自治における二元代表制のあり方について

次は二元代表制における市政の在り方についておたずねしたい。

私自身、二期目の経験しかない新人議員だが、初めてこの議場に席をいただいた時から、議会と執行部はどのような関係にあるのか、またその中で議員はどういう存在であるのかを考えてきた。

一昨年11月にフランス地方都市を研修させていただいた。地方自治の制度としては一長一短あると思うが、世界には実に様々な民主主義のスタイルがあることを知って衝撃を受けた。

翻って、「我が国の地方自治の仕組みも、そのひとつの例に過ぎない」という目で見たと時に、そこにある長所や問題点について、議会と執行部が共有することは、大変大事なことはないかと、思う次第である。

そうした思いから、第1回定例会予算決算締めくり質疑において、「より良い議会」との関係について、大西市長に質問をした。

要約すると、次のようなご答弁をいただいている。

- ①「議会と首長については、二元代表制のもと、住民が直接選挙で選出する議員とそして首長がそれぞれ行政と立法をつかさどることで、チェックアンドバランスを図りながら自治体運営を進めていく」
- ②「議会と首長が日ごろから相互の信頼のもと、十分に連携しておく必要がある」
- ③「適度な緊張と緊密な連携を図り、公の場における議論を通して市民のための市政を実現していくこと」だ、という答弁だった。

この中のキーワードについて、更に踏み込んで市長にお尋ねをしたい。

Q2-1：まず、チェック&バランスにおける「チェック」とは具体的に何をどのようにチェックするのか、そして「バランス」というのは何と何のバランスをとるのか。

Q2-2：そして二つ目に、「相互信頼による連携」と「適度な緊張関係」をどのように保っていくのか。

***** [A2-1、A2-2 市長]*****

首長には、地域の課題解決に迅速に取り組むために、予算執行権や行政事務の管理執行権などの権限が与えられている。

一方、議会には、予算や条例の議決、決算の承認などの権限が与えられており、首長が提出する予算案や条例案などに対し、議員が、公開性が確保された議会という公の場において議論を深めることで、首長に対するチェック機能が果たされている。

このように、議会と首長が相互に抑制と均衡を保つことにより、適正な自治体運営が図られているものと考えている。

次に、「相互信頼による連携」と「適度な緊張関係」の確保については、議会に対し、丁寧な説明や意見交換を行い、議論を深めるとともに、議会の有する執行部に対する監視機能に対し、緊張感をもった市政運営に努めることが重要であると考えている。

今後とも、議会と首長がそれぞれの立場で切磋琢磨していくことで、よりよい市政運営を実現してまいりたい。

議会と執行部の関係を正面からとらえたご答弁だったように思う。

私はチェック&バランスというのは、組織がその力を発揮するための重要な要素だと考えているが、一般的には権限が拮抗したものの間で成り立つものと考えている。例えば国政における三権分立のようなイメージだ。

一方、二元代表制という仕組みに目を向ければ、アメリカ合衆国の制度が有名だが、ここでは大統領の方に行政権、連邦議会に立法権が与えられ、きちんと権限が分かれている。別々に選挙でえられ、権限もそれぞれ分権化されている。

これに比べると、我が国の地方自治における二元代表制は、名称こそ同じだが、両者の力関係はずいぶん異なっている。

ご答弁にもあったが、立法と行政は分けられることなく、どちらも首長に与えられている。一方議会には予算、法律の提出権はなく、予算の修正権も限定され、議会の招集でさえ原則的には首長の権限となっている。更に、首長には専決処分というカードが与えられている。

近畿大学の辻陽(つじ あきら)教授は、自らの著書「日本の地方議会」の中で、この議会の側の権限が、大きく制限されていることが、我が国地方自治の最大の特徴であると指摘している。私は、別に良いとか悪いとか申し上げている訳ではない。このような仕組みになっているということだ。

これを前提に考えれば、議会に「議決権」はあるものの、これを行行使して、市政を停滞させることは、極めてハードルが高いと言わざるを得ない。むしろ地方議会における議決というのは、最終のチェックであり、追認という言葉は使いたくないが、最終的な確認行為ととらえるのが妥当ではないかというのが、私の個人的な意見だ。

また市民の代表である議会のチェック能力には自ずと限界があるため、執行部として、まず間違いのない、十分に検討を重ねたものを議案として出していたで、というのが大前提であろうと思う。

その最終チェックを受けるまでは、全て執行部に責任がある訳ですから、私はこの執行部の中における「チェック&バランス」をしっかりとっていただきたいと思っている。

中でも重要なのが「必要性」と「可能性」のチェックだ。

本当にこの事業はやる必要があるのか、市民のニーズに込えているのか、そして可能性として予算の裏付けはあるのか、市民に理解が得られる仕組みになっ

ているのか等、組織の縦と横でチェックをしながら作り上げていくのが執行部最大の責務である。

また、こうした中間段階において、きちんとチェック機能が働いていると、議会にも理解されれば、執行部との間に相互信頼関係が生まれると思っている。

そしてもうひとつの問題点として、総務省でまとめられた「地方議会・議員の在り方に関する研究会」の報告書の中に、議会が執行部側をチェックする機能の弱さが挙げられている。

アメリカの連邦議会にはシンクタンクと呼ばれる数千人規模の政策集団が設けられ、また台湾高雄市の市議会議員には、一人一人に公設秘書が付いていた。我が国の地方議員にも、こうしたサポート制度を設けるべきではないかという報告書の指摘だ。

これを実現するにはまず国の制度から変える必要があるが、現行制度下でもできることはないかと考えた時に、私は新しくなった議会局の中にその役割を期待できるのではないかとと思っている。

選挙で選ばれたということで、まず市長と48名の議員が向き合う。そして市役所執行部に対抗する組織として議会局を位置付ける。たとえば執行部から提出された中期財政見積や細かな検討資料に対しては、議会局の側でも全く同じ手法で作成していただく。そのお互いの結果を突き合わせることで議論が深まり、プロとプロの緊張関係が生まれるように思う。

Q2-3：改めて大西市長に伺いたい。例えば米国のシンクタンクのように、議会局によって議会をサポートする機能を強化して、より良い二元代表制を目指すことについて、所見をお聞かせいただきたい。

***** [A2-3 市長] *****

熊本市議会におかれては、これまでも、市民ニーズや社会情勢等の変化に対応し、自ら積極的に改革に取り組まれていると承知している。

今年度は、議会事務局を議会局に変更し、議会や議員の活動をこれまで以上に広範にサポートする組織であることを明確にされたところであり、議会の体制強化に寄与するものと考えている。

議会局における政策立案機能の強化については、議会の機能強化に資する有効な手段であると思われるが、一義的には、議会においてご検討いただくべきものと考えている。

「議会局における政策立案機能の強化が、議会機能強化に資する有効な手段である」とこの部分について、同意をいただけたことを大変嬉しく思う。

もちろん、市長ご指摘のとおり議会のことは議会で検討すべき問題であり、質問そのものも、総務省の報告書からヒントを得た私の個人的な発想にすぎない。それでもあえて、大西市長にお尋ねしたことには理由がある。

一つ目の理由は、議会局に勤務する方の人事権は基本的に市長にあるということ、そして二つ目の理由は、仮に組織改編等条例の改正が必要になればこれも執行部にお願いしなければならないからだ。議会のことでありながら、議会だけでは解決できないので、市長の胸の内を確認させていただいた。

またしても自衛隊の話で恐縮だが、「自衛官を強くするのは自衛官だ」という考え方がある。部隊の実力を評価するために演習をする訳だが、敵側として編成した部隊が強ければ強いほど、部隊は多くのことを学び強くなる。航空自衛隊には飛行教導隊、通称アグレッサーと呼ばれる仮想敵戦闘機のパイロットがいる。この鬼のような凄腕のパイロットによって優秀なパイロットが育っていく。

私の勝手な想像だが、将来は議会局が市役所のアグレッサーとなって、執行部に対峙し、議会を力強くサポートしてくれる日が来れば、こんなに心強いことはないと思っている。

一方で、強力な権限と執行部に支えられた市長に対し、議員48人が優っているところは何かと問われれば、それは、より多くの市民と直接接していることだろうと思う。市民の声をどれだけこの議場に持ち込めるか、これが議員に与えられた使命ではないかと思う。また逆に、議員全員が市長の考えを理解し納得すれば、今度は市長の代わりにその考えを広めることができる。これが、信頼と連携の原点であり、先ほどの、私からの質問に対する私なりの回答だ。

③定員管理と業務の在り方

続いて、市役所定員の管理と業務の在り方についてお尋ねする。
本市が政令市に指定されてから、区割り制となり、大きく態勢が変わった。コンビニを活用することで窓口業務が省力化され、その一方でまちづくりといった新たな業務に対応しながら今日に至っている。

Q3-1：環境が変化することによって、組織のスリム化を図るところもあれば、多様化する市民のニーズに応えるために強化するところもあると思う。組織の定員管理と業務の管理をどのように進めているのかを教えてください。

***** [A3-1 総務局長]*****

本市では、将来にわたり持続可能な市政運営を実現するため、「市役所改革プラン」に基づき、事業の見直しや効率化、民間活力の導入に積極的に取り組んでいるところ。

また、このような取組により生み出した人員は、本市の重点施策をはじめ、災害対応や昨今の新型コロナウイルス感染症関連業務等、その時々注力すべき分野へ重点的に配置を行っている。

人と仕事のバランスというのはあらゆる職場における最重要課題だ。貴重な人材を有効に使いながら、災害や新型コロナウイルス感染症等不測の事態にも対応されていることが分かった。また、市役所改革プランの中で事業の見直しや効率化を進めつつ「民間活力の導入」がひとつの柱になっていることを確認できた。

この民間活力の導入については、効率性や経済性において民間のノウハウの方が優れた面があり、何より市民へのサービスが向上するというのであれば、私もその趣旨には大賛成だ。大いに取り組んでいただきたいと思う。

実際に、施設の管理運営などを、指定管理者によって一定期間お願いするような「顔が見える」やり方については、その狙いが生きているように思う。

一方で、私が大変気になっているのは、市役所における特定の業務の一部を民間にお願いするような場合だ。

例えば、最近では新型コロナウイルス感染症のワクチン予約に伴う混乱が指摘された。

また、ミスと言えないまでも、「これは本来、市役所でやるべき業務ではないか」という内容の発注も目につく。

最近特に驚いた出来事は、本市が主催する行事の案内状が民間のイベント会社の差し出しで届いたことだ。開封してみると、案内状の本文は大西市長の言葉だが、事務局の所在が民間の会社になっており、連絡先にある担当者の名前もその会社の方だった。市役所のどこが担当でどこが窓口なのか全く分からない。

もちろんそうではない行事の方が多いと思うが、市役所全体として統一感がなく「ちぐはぐな印象」を持っている。

Q3-2：改めてこうした「民間活力の導入」の考え方と成果について具体的に教えてほしい。

Q3-3：更に、業務の外注の状況と個々の業務を民間委託するにあたっての明確な基準の有無と考え方について。

***** [A3-2、A3-3 総務局長] *****

まず、民間活力の導入の考え方についてであるが、限られた行政資源の中で持続可能な市政運営を実現していくために、民間が持つ能力やノウハウの活用により、質の高いサービスや費用対効果が見込まれるものについては、民間活力の導入を推進していくことを基本としている。

また、これまでの成果については、市民ニーズが年々多様化・複雑化する中において、官民連携のあり方について検証を重ねながら、より良いサービスを提供できていることや、平成8年度から平成30年度までの23年間に渡って取り組んできた行財政改革計画において、民間活力導入による効果額が約185億円となっていることなどから、一定の成果があったものと考えている。

次に、業務の発注状況についてであるが、委託業務の件数は、その年度に取り組む施策等の状況により異なるが、熊本地震発生前の平成27年度は約5,300件であったものが、平成28年度は地震の影響により約14,600件と大きく増加し、令和元年度においては、約4,900件となっている。

最後に、委託の基準や考え方についてであるが、明確な基準は設けていないものの、各業務の公平性の確保や専門性はもとより、民間事業者の強みなどを総合的に勘案したうえで、効率性・経済性の両面において最大の効果が得られるような業務を対象としている。

きちんと数字を出した上で、丁寧にご答弁いただいたように思う。私自身は、見えないところで民間委託が急速に進んでいるような印象を持っていたので、件数が減少しているのは、少々意外な気がした。ご答弁にあったように、いまや委託する業務内容が多種多様で明確な基準が設けられないという事情も理解できたように思う。しかし、そうであればこそ、守るべき一線は守るように意識の統一を図っていただきたいと思う。

やはり大切なことは民間の力を借りることで、市民へのサービスが向上すること、これが第一の視点で、それを可能にするために「任せきり」や「丸投げ」にしないということだろうと思う。バトンを渡してもしばらくは一緒に走り、お互いの組織間の「のりしろ」を広くとって対応していただきたい。

④平和主義と平和教育の在り方

最後に、平和主義と平和教育について質問をする。

平和と安全保障、これは言うまでもなく国家の問題だが、すべての市民が国民の一人として等しく考えるべき大切なことである。この議会においても、一般質問や意見書の討論等の中で、しばしば平和の問題や核兵器の問題が取り上げられている。これは大変意義のあることだと思っている。

そこで私も、議論を深めたいという思いから、今回「平和主義」というテーマを取り上げた。まずは、私の意見を申し上げた上で、平和教育の在り方について教育長にお尋ねしようと思っている。

さて「平和主義」——これは我が国の憲法を語る時の三原則のひとつになっている。現在、使用されている小学六年生の教科書には、次のように説明されている。

「戦争は、人の命をうばい、生活を破壊するだけでなく、心に大きな傷跡を残します。日本国憲法の前文には、平和へのちかいが書かれています。それは、二度と戦争をしないという国民の決意を示したものです。憲法の条文では、外国との争いごとを武力で解決しない、そのための戦力をもたないと、平和主義の考えを具体的に記しています。」

つまり、戦争の話に始まり、国民が戦場に駆り出され命を落とす、その理不尽さ、悲惨さを考えることで、平和の大切さを心に刻もうというものだ。

この「思い」あるいは「考え」に反対する日本人はおそらく一人もいないのではないだろうか。この平和主義に異論を唱えれば、それでは「あなたは戦争がしたいのか」ということになってしまう。戦後 70 年以上にわたり、平和主義は、もはや反論の余地のない「絶対的な正しさ」として教えられてきたように思う。その結果、どうなったか。

平和を祈り、願う気持ち、あるいは戦争に関わる一切のものを排除したいと考えることが、そのまま平和を実現するための「手段」として受け止められるようになったのではないか、私はそう考えている。

これは人間社会と比較をすると特別な考え方であることは明らかである。

私たちは安心して毎日を暮らすために、この世から争いごとや犯罪の全てが無くなってほしいと強く願っている。ところが、祈り願うだけでは世の犯罪は無くならないと、誰もが悟っている。そのために、網の目の様に法律が整備され、違反すれば罰せられ、トラブルがおきても公正に仲裁するシステムがあるということを理解しているからだ。そればかりか、新手の犯罪が起きればその手口を学び、注意喚起をして未然防止に努めている。

一方、国と国がひしめく国際社会にはこうした強制力を伴う法体系はない。悪い国を捕まえる警察のような機構もなければ、国を裁く仕組みも存在しない。

私は平和主義にこめられた思いを、日本人共通の思いとしてしっかりと受け止めながら、その一方で、平和や戦争に対する深い洞察や議論がいまこそ必要であると考えている。多くの方に是非とも考えていただきたいことが二つある。

ひとつは、現在の平和が、「祈り」や「願い」ではなく、多くの命がけの行為によって守られている、という事実である。

私が小学生の時には、自衛隊の存在は平和のさまたげだという話を先生から何度も聞かされた。国政においては、時の野党から「非武装中立論」が強く叫ばれていた。武力攻撃に対して武力で抵抗するから戦争になる、武力を持たずに降伏することが平和の道だという考えで、当時は東西冷戦下にあったので、中立の立場を宣言すれば誰も攻めてこないというものだ。

そうした中、昭和63年3月に化学防護小隊という、化学兵器専門の部隊が北海道に創設されることになった。すると、これに反対する運動が全国的に展開された。「国際法で禁じられている毒ガスに対応する部隊がなぜ必要なのか」「毒ガス部隊反対」と叫んで大勢の人が駐屯地の前に詰めかけたのを覚えている。「例え条約で禁じられていても備えは必要だ」というのが自衛隊の立場なので、理解を求め予定通りに部隊が新編され、やがて全国に編成されていった。

それから7年後の平成7年3月20日午前8時、あのオウム真理教による地下鉄サリン事件が発生した。亡くなった方14名、負傷された方約6,300人。歴史に残る無差別テロだ。化学防護隊の隊員たちはニュースを見ただけで、使用されたのは毒ガスのサリンと判断。これは自分達に出番がやってくると考え、事件発生から30分後には準備態勢に入っている。その後、東京都知事からの要請を受

けて現場に急行。地下鉄構内において、サリンの除染作業にかかり、無事任務を完遂している。ところが任務終了の報告を終え、帰ろうとする小隊長が、地下鉄の駅長さんに呼び止められている。「駅構内の安全宣言をしてくれないか」というお願いだった。これは実は与えられた任務には無かったのだが、彼はこれをすぐに承諾をして、部下二人を連れて再び構内にもどっている。小隊長は現場に着くと、かぶっている自分の防護マスクを自ら外し、自分の「目」を部下に確認させる。もしサリンが残っていたら、「縮瞳」と呼ばれる症状によって、瞳孔が縮むからだ。小隊長の瞳孔を見つめる部下から、「瞳孔異常なし」の声を確認して、彼らは再び地上にもどり、駅長さんに結果報告をして帰隊している。

東日本大震災においては原子力発電所の放水作業を実施し、4年前には画図町下無田で発見された 250kg 焼夷弾の不発弾処理を行った。そしてもちろん、我が国の領空、領海では様々な緊張が続いている。航空自衛隊が行ったスクランブル発進は、直近 5 年間で平均すると年間 1,000 回に及び、尖閣諸島周辺では過去最長となる中国海警局の船に対する海上保安庁の警備活動が今も続けられている。

地下鉄の構内、原子力発電所、不発弾そして空も海も、現場はまさに命をかけた戦場である。危険に身をさらして任務にあたる人たちがあって初めて守られる平和があることに目を向けていただきたいと思う。

そして、考えていただきたいもうひとつは、「平和」には様々な形があるということ、平和の在り方についても深く議論をしていただきたいということだ。

現在、中国の自治区となっている内モンゴル、ウイグル、チベットの3か所はいずれも大戦前までは独立した国家あるいはその一部として存在していた。中国に組み込まれる時には、国と国の戦争と呼べるような戦いは起きていない。圧倒的な軍事力の前に、穏やかに緩やかに時間をかけて民族の自治権が奪われ、国が無くなってしまった。

内モンゴルでは今年から言葉はモンゴル語から中国語に変わり、ウイグルとチベットでは、民族同士の結婚が制限され、漢民族との結婚には奨励金が出されている。やがて民族としての言葉も文化も歴史も絶えようとしている。イギリスと一国二制度を条件に返還された香港でも、同じようなことが今起きようとし

ている。

「奴隷のように鎖につながれた平和なんか何の意味もない。それならば命を懸けて戦おう。」アメリカの独立戦争を指導したパトリック・ヘンリーの言葉が私は胸に迫る。戦後、80を超える独立戦争が歴史に刻まれているが、こうした国にとっては、独立戦争は平和をつかみ取るための戦いであり、戦争と平和は対極にあるものではなく、一体のものであると認識されている。

いずれにしても、我が国の平和主義という理念を確認した上で、世界の歴史を見渡し、議論を深めていくことが求められているように思う。

教育長に、三点お尋ねをする。

Q4-1：(一つ目)平和主義の英訳を調べると pacifism という言葉が出てくる。これは米国においてどのようにとらえられ、教育等ではどのように言及されているのか。

Q4-2：(二つ目)現在の平和がどのようにして守られているか、あるいは多様な平和の形があること等、事実をもって主体的に考えさせるような平和教育についてどう考えるのか。

Q4-3：(三つ目)「平和教育において、現在使用している教科書だけでなく副教材のようなものを用意する等熊本市独自の取組みはできないか。

***** [A4-1、A4-2、A4-3 教育長] *****

(1) 米国における平和主義 (Pacifism) について

平和主義にも様々な考え方があり、戦争や暴力はいかなる場合にも許されないとする絶対平和主義 (いわゆる pacifism) の考えから、自由や正義が守られている状態を平和ととらえ、そのための戦争を肯定する考えまで幅広い。米国においても同様であるが、独立戦争に勝利し建国したという歴史を踏まえ、一定の条件での戦争はやむを得ないと考える人が多いのではないかとと思われる。

(2) 事実をもって主体的に考える平和教育の在り方

また、日本での教え方としては、学習指導要領に基づき、「大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」こと、「日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせる」こと、「戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる」ことなどについて、指導することとしている。

中学3年生の社会科の教科書では、世界で地域紛争やテロが起きていることや、自衛隊も参加した国連の平和維持活動 (PKO) や民間の非政府組織 (NGO) の活動などを取り上げている。そのうえで、「これからの国際社会で日本が果たすべき役割について、自

分の考えを説明しましょう」といかけ考えさせている。

また、北方領土や竹島の領土問題や尖閣諸島周辺の領海・領空の警備を取り上げ、「地理や歴史での学習を踏まえて、それぞれの地域がかかえる問題の解決策を考えましょう」と問いかけている。加えて、例年、全小学校が長崎へ、一部の中学校は広島へ修学旅行に行っている。その事前学習などで、児童生徒が調べ、考え、まとめたものを発信し、他の児童生徒と共有したり、対話したりするなどの活動を行っている。

(3) 本市独自の平和教育への取組

現在、本市では、児童生徒が一人一台のタブレット端末を活用し、容易に資料等を手に入れることができることもあり、市独自の副教材を導入しなくても、平和について考える材料は豊富にあると考える。

また、市内に自衛隊の駐屯地が複数あることは熊本市の特徴である。例えば、地域学習の一環として、これらの施設を訪問したり、話を聴いたりすることは意義のあることではないかと考える。

Pacifism という言葉は、防衛省自衛隊で永年通訳を務めていた友人でさえ、「一度も聞いたことがない」ということだったので、教育長にお尋ねした。米国においては、平和について幅広い捉え方がある中で「絶対平和主義」と表現していただいたことは、言葉を理解する上で大変参考になった。

また教育の場においては、戦争、憲法、平和主義のみならず安全、防衛、国際貢献の分野にまで触れ、指導されていると伺い安堵した次第である。

事実をもって主体的に考えさせる教育については「国際社会において日本が果たす役割」や領土問題の経緯、長崎や広島への修学旅行における事前学習等様々なテーマで取り組まれていることが理解できた。

その上で熊本市独自の副教材のご提案をした訳であるが、タブレットを活用した自主学習とともに地域学習の一環として自衛隊の駐屯地を例に挙げていただいたことは大変嬉しく思う。健軍駐屯地、北熊本駐屯地いずれにも素晴らしい資料館が整備されている。是非学習の場として利用していただきたいと思う。

私の九ヶ月ぶりの一般質問は後半、平和主義をテーマに進めさせていただいた。

戦後 70 年以上に亘り、憲法 9 条、安全保障、自衛隊等についての議論はほとんど深まっていない。

私が最も危惧しているのは、我が国を取り巻く環境はもちろんだが、戦争の様相が急速に変化を遂げていることだ。

あくまでも新聞報道だが、今年の秋に約 2 ヶ月をかけて陸上自衛隊としては東西冷戦時以来、最大の演習が計画されている。新聞記事には台湾有事や尖閣有事のシナリオが想定されていると書かれているが、内容は一切公開されていない。

そこに想定されているのは正規戦、非正規戦、サイバー戦、情報戦などを組み合わせたハイブリッド戦と言われるもので、これは防衛白書にも記述されている。

最大の特色は有事と平時の区別がないことだ。

例えば 2014 年のクリミア半島での紛争においては、ロシア軍がウクライナ軍の電波を封鎖し、偽の命令指示をウクライナ兵士の携帯電話に送り込み、誘い出された部隊にミサイルを集中して、これを撃滅している。

銀行や証券取引所における突然のシステムダウン、スマホメールの突然の混乱、あるいは正体不明の感染症など、グレーゾーンの中で、平和の仮面をかぶって静かに訪れる戦争。あるいは感覚が育っていない国にとっては戦争がいつ始まったかどうかも分からない状態。これがハイブリッド戦だ。

平和の在り方について様々あることは先ほどの教育長のご答弁にもあった。平和が尊くかけがえのないものであることは言うまでもないことだ。

しかし、内モンゴルやウイグル、チベットのように、言葉や文化、そして民族の誇りまで奪われて「これが私たちの平和だよ」と未来の子どもたちに語れるだろうか。

それが試される時代がもう来ているということを、多くの方に考えていただきたいと思う。

ご清聴ありがとうございました。 (了)